

# 別府市年末年始特別資金融資要綱

平成 6 年 1 0 月 1 1 日

別府市告示第 2 0 7 号

改正 平成 2 7 年 9 月 3 0 日

別府市告示第 3 1 2 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、越年資金等年末年始における資金調達の困難な市内の中小企業者の年末年始における金融の円滑化を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当する者をいう。
- (2) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 5 0 号）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業をいう。
- (3) 信用保証協会 信用保証協会法（昭和 2 8 年法律第 1 9 6 号）の規定により設立された信用保証協会をいう。
- (4) 取扱金融機関 市長の指定する市内の金融機関をいう。

## (資金の預託)

第 3 条 市長は、取扱金融機関が融資を行うために必要な資金を予算の範囲において当該取扱金融機関に預託することができる。

2 市長は、当該年度の融資実績に応じ、翌年度の取扱金融機関への預託金額、預託の条件を決定することができる。

## (協調貸付)

第 4 条 市長は、前条の預託以外に融資条件の緩和及び保証業務の円滑化のために、信用保証協会に対し予算の範囲内において必要と認めた金額を貸付けることができる。

2 市長は、前項の貸付けを行うときは、金額、条件及び方法について年度毎に契約を締結するものとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、第3条に規定する預託を行うときは、次の事項について、取扱金融機関と契約を締結しなければならない。

- (1) 預託金額
- (2) 預託金の利息
- (3) 取扱金融機関が設定する融資枠の預託金額に対する倍率
- (4) 預託期間

(融資対象者)

第6条 融資対象者は、中小企業者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内において、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市内において引き続き1年以上住所及び事業所を有していること
- (3) 第2条第2号の規定による特定事業を行う者
- (4) 市税を完納している者
- (5) 信用保証協会の保証付き融資については、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。

2 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができない。

- (1) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (2) 虚偽又は不正な手段により融資を受けようとした者

(連帯保証人及び担保)

第7条 連帯保証人及び担保の徴求については、信用保証協会及び取扱金融機関が決定するものとする。

(融資の条件等)

第8条 取扱金融機関が行う融資の条件等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の融資については、信用保証協会の保証を付すものとする。

(資金用途)

第9条 資金用途は、賞与又は仕入資金等、越年のために必要な運転資金とする。

(融資の申込み)

第10条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という）は所定

の申込書に次に掲げる書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては法人及び代表者の市税完納証明書、個人にあっては個人の市税完納証明書

(2) 取扱金融機関が必要と認める書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(申込みの受付期間)

第11条 申込みの受付期間は、毎年11月1日から同年12月20日までとする。

(融資の決定及び実行)

第12条 融資の決定は、取扱金融機関の裁量による。

2 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の融資申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

3 取扱金融機関は、別府市年末年始特別資金融資報告書（様式第1号）を翌年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(融資の実施状況等の報告)

第13条 市長は、取扱金融機関から融資の実施状況等必要な事項について、報告を求めることができる。

(報告の聴取等)

第14条 市、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(取扱金融機関の責務)

第15条 取扱金融機関は、融資額の全部又は一部を、融資申込者が当該取扱金融機関に対して負担する他の債務の弁済に充ててはならない。

2 取扱金融機関は、融資を行うに当たって、融資申込者に預金等の要請を行ってはならない。

3 取扱金融機関が、この要綱に違反して融資を行った場合は、預託金を返還させることができる。

(貸付金の一括返還)

第16条 取扱金融機関は、融資後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、未償還額の全部について一括して返還させるものとする

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき又は第2条第1号に規定する中小企業者でなくなったとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が取扱金融機関及び信用保証協会と協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成16年3月11日別府市告示第65号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の別府市年末年始特別資金融資要綱の規定により貸し付けられている融資については、なお、従前の例による。

附 則（平成18年3月31日別府市告示第99号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資から適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月10日別府市告示第312号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表

年末年始特別資金

融資限度額	5 0 0 万 円
融 資 利 率	年 1 . 8 パーセント
保 証 料 率	信用保証協会の定めるところによる。
償 還 期 間	6 か月以内
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は一括償還